

滋賀県新しいエネルギー社会づくりを考える懇話会設置要綱

(設置)

第1条 エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針となる「しがエネルギービジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定するにあたり、エネルギー問題に関する有識者から意見を聴取し、検討するため、滋賀県新しいエネルギー社会づくりを考える懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ビジョンの策定に向けた検討に関する意見・助言。
- (2) その他ビジョンの策定にあたり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に座長、副座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 副座長は、座長に事故あるとき、または欠けたときに座長の職務を代理する。
- 5 懇話会に必要な応じてオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日からビジョン策定の日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、滋賀県知事公室長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、知事公室長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。
- 3 知事公室長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県エネルギー政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、知事公室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月12日から施行する。

(別表)

滋賀県新しいエネルギー社会づくりを考える懇話会 委員名簿

[敬称略、五十音順]

氏名	団体・所属 役職等
いはら ともひと 伊原 智人	Green Earth Institute 株式会社 代表取締役
えだひろ じゅんこ 枝廣 淳子	幸せ経済社会研究所 所長、東京都市大学環境学部 教授
おおわだ じゅんこ 大和田 順子	一般社団法人口ハス・ビジネス・アライアンス 共同代表
きっかわ たけお 橘川 武郎	東京理科大学大学院イノベーション研究科 教授
つちや はるき 槌屋 治紀	株式会社システム技術研究所 所長 京都エコエネルギー学院 学院長
やすだ まさし 安田 昌司	滋賀県立大学産学連携センター 教授
よこやま りゅういち 横山 隆一	早稲田大学名誉教授

しがスマートエネルギー推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県内における産学官金民の各セクターが、再生可能エネルギーをはじめとするエネルギーに関する情報を共有しながら、エネルギーに関わる様々な課題を議論し、課題解決に向けて相互に連携・協力して取組を推進するため、しがスマートエネルギー推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギーの振興に関する情報および意見の交換に関すること
- (2) 省エネルギーの推進に関する情報および意見の交換に関すること
- (3) 構成団体等のエネルギー対策に係る取組の推進に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる団体をもって構成する。

- 2 構成団体は、会員企業、会員団体または会員団体に属する企業等を推薦し、構成団体の代わりに会議に出席させることができる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、事務局が招集し、開催する。

- 2 推進会議に会議の進行役を置くことができる。
- 3 推進会議は、議論するテーマについて助言を得るため、学識経験を有する者等を招くことができる。
- 4 推進会議は、必要に応じて部会を設置することができる。部会には、構成団体以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局を滋賀県エネルギー政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年11月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表) 構成団体

滋賀県商工会議所連合会
滋賀県商工会連合会
滋賀県中小企業団体中央会
滋賀経済同友会
一般社団法人 滋賀経済産業協会
公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ
関西電力株式会社
大阪ガス株式会社
公立大学法人 滋賀県立大学
株式会社滋賀銀行
滋賀県地球温暖化防止活動推進センター
生活協同組合コープしが
J A 滋賀中央会
滋賀県土地改良事業団体連合会
滋賀県林業協会
近畿経済産業局
滋賀県 (事務局)